

西宮市子ども・子育て会議

第1回 確認部会

会 議 録

■日 時：平成28年3月25日(金)

■場 所：西宮市役所東館8階 大ホール

[午前9時26分 開会]

○事務局 おはようございます。

3月の年度末のばたばたのときにお集まりいただきまして、ありがとうございます。

定刻より3分ほど早いのですが、出席予定の委員の方は全員お揃いですので、ただいまから平成27年度第1回確認部会を開会させていただきます。

本日は、前田部会長から欠席とのご連絡をいただいています。

部会長がご欠席ですので、本日の進行については、西宮市附属機関条例第3条第3項に基づき、奥野副部会長に部会長の職務代理をお願いしたいと思います。

また、先日ご連絡しましたように、内田委員が辞任され、そのご後任として西宮市保育協議会の藤原会長に子ども・子育て会議の委員及び確認部会の委員としてご就任いただくことになりましたので、あわせてご報告します。

それでは、進行を奥野副部会長にお渡しする前に、資料の確認をさせていただきます。

事前にお送りしましたが、1点目は、左上をホッチキスどめしている会議次第です。この中には、委員名簿・事務局名簿、本日の座席表、この会議の運営要綱を付けています。

2点目は、左側2点をホッチキスどめしている第1回確認部会の資料集です。

本日の資料は以上ですが、机上に1枚物の「28年4月1日付け人事異動」を配付しています。これは、この4月の人事異動の内示が昨日ありましたので、それをまとめたものですが、会の終わりのほうで若干ご説明させていただきます。

資料はありますか。

[発言者なし]

○事務局 それでは、副部会長、会議の進行をよろしく願いいたします。

○副部会長 おはようございます。

年度末でお忙しい中をご出席いただきまして、ありがとうございます。

本日は、部会長が欠席ですので、私が部会長の職務代理をさせていただきます。よろしく願いいたします。

まず初めに、傍聴希望者の確認をさせていただきます。

子ども・子育て会議と同様に、確認部会についても原則公開となっておりまして、議事録についても公表されます。

本日、傍聴を希望される方はおられますか。

○事務局 本日はございません。

○副部会長 今後、傍聴を希望される方が来られましたら、その都度諮ることなく傍聴していただいてよろしいでしょうか。

[「はい」の声あり]

○副部会長 それでは、傍聴を希望される方が来られましたら、随時入室していただくようにしますので、よろしく願いします。

【報告（１）平成28年４月保育所等入所申込状況について】

それでは、次第に沿って進めてまいります。

まず、「報告（１）平成28年４月保育所等入所申込状況について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局 平成28年４月の入所申込状況について、簡単に説明をさせていただきます。

お手元の資料集１ページをご覧ください。右肩に「資料１」と書いてある資料です。

１に平成28年４月入所申込みの流れを簡単に図示していますので、これに沿って説明します。

まず、平成27年11月13日に、一旦、申込みの締め切りを行いました。これが１次申込みです。

次に、11月28日に、集計結果を各保育所に送付しました。これは、１次申込みの状況を、「定員何名、空き何名、第１希望何名、全体何名」という形で各保育所に送付し、また、公表するものです。

１次申込みをされた方がこれを見て、「この保育所はちょっと厳しいな」と思われましたら、希望先の追加や変更ができますので、12月11日にそれを締め切りました。

年が明けた平成28年１月６日に、１次申込みをされなかった方の申込みを締め切りました。これが２次申込みです。

この１次申込みと２次申込みの方を合わせて利用調整して、２月15日に結果発表を行いました。この利用調整においては、１次申込みの方のほうが優先されますので、２次申込みの方は、選考上、下に回ってしまうことになります。

この２月15日の結果発表の前、２月12日には、１次、２次の申込みに間に合わなかった人のための最終申込みを締め切りました。

１次・２次申込者の方には、２月15日の結果発表の際に、その時点でまだ欠員が出ている保育所の一覧も同封しますので、その表をもとに、希望先の追加や変更を２月25日まで受け付けました。

２月25日までに希望先の追加・変更をされた方と２月12日までに最終申し込みされた方を合わせて利用調整を行いまして、３月11日に最終の結果発表を行いました。この利用調整においては、特に優先度はつけていません。

３月11日に結果発表を行った後、引越しなどで入所を辞退される方もおられますので、その空きについては、随時繰り上げて入所を決めています。

これが大まかな結果発表までの流れです。

次に、１ページ下の２、申込状況です。

この表に０歳から５歳までの申込状況を記載していますが、平成28年４月入所申込みについては、１次で2,313人、２次で142人、最終で94人、合計で2,549人の申込みがありました。これは、昨年の平成27年４月入所の申込みが2,656人でしたの

で、比較しますと、最終的には107人減った形にはなっています。しかし、100人程度でしたら、作業する側としては、ほぼ同程度という感触を持っています。

以上が平成28年4月保育所等入所申込状況です。

○副部長 事務局から平成28年4月保育所等入所申込状況について説明がありました。これは報告事項ですが、ご質問があればお受けします。

〔発言者なし〕

【議事（１）教育・保育施設及び地域型保育事業の確認（利用定員の設定）】

○副部長 それでは、次に、「議事（１）教育・保育施設及び地域型保育事業の確認（利用定員の設定）」に移ります。

まず、「確認」の制度概要について、事務局からの説明をお聞きして、その後、利用定員についてご意見をいただきたいと思えます。

まず、事務局から、「確認」の制度概要について資料をもとに説明してください。

○事務局 資料集２ページをご覧ください。「議事（１）教育・保育施設及び地域型保育事業の確認（利用定員の設定）」です。

まず、「１）「確認」と確認部会」です。

平成27年４月から始まった子ども・子育て支援新制度は、認可を受けた幼稚園、保育所などが施設型給付費等、つまり市からの運営補助を受けるために、認可とは別に、市からの「確認」を受ける必要があります。市としては、施設・事業者からの申請に基づき利用定員を定めた上で、施設型給付費等の対象になることを確認するものです。

子ども・子育て支援法では、この利用定員を定める際に、あらかじめ子ども・子育て会議の意見を聞かなければならないとされています。本市では、子ども・子育て会議の意見を聞く場として「確認部会」を設けています。

中段の「（確認部会での意見聴取事項）」として四角で囲んでいるところをご覧ください。

確認部会では、１、新設の認定こども園、幼稚園、保育所、小規模保育などの地域型保育事業の利用定員を定めるとき、２、既存の私立幼稚園が新制度の幼稚園に移行する際に利用定員を定めるとき、そして、後ほど説明しますが、３、他市で確認を受けている地域型保育事業を本市の市民が利用する際に利用定員を定めるとき、この３つの場合において、あらかじめご意見をいただくことになっています。

次に、「２）認可と確認」です。

教育・保育施設、地域型保育事業は、学校教育法や児童福祉法などで定める職員配置基準や、保育室、園庭の面積基準などの認可基準等、ハード面での基準を満たす必要があるほか、新制度では、子ども・子育て支援法に基づき、利用開始に伴う利用者への説明、同意を得る手続きや、運営方針など重要事項を定めた運営規定の整備など運営に関する基準、いわゆるソフト面での基準を満たす必要もあります。

次に、３ページ上段をご覧ください。

認可と確認を行う主体については、施設によって異なります。

確認については、すべての施設を市が行うことになっています。他方、幼保連携型認定こども園、保育所、地域型保育事業の認可については西宮市が行いますが、幼保連携型以外の認定こども園と幼稚園の認定・認可については兵庫県が行うことになっています。

次に、下段の「民間保育所を新設する場合の流れ」をご覧ください。認可と確認がどのタイミングで行われるか、流れを明示しています。

例として民間保育所を新設する場合ですが、現在、本市では、保育所については随時募集をしています。まず、保育所の設置運営法人を公募、または随時で受け付けまして、応募してきた運営法人の提案内容について、学識経験者で構成する「西宮市保育所等整備審査委員会」で提案内容を審査し、市が事業者を決定します。

さらに、整備する園舎、園庭、配置する職員数などが児童福祉法などで規定する基準に適合しているかどうかを審査し、認可することとなります。この認可をする際にも、法律によって、あらかじめ「西宮市社会福祉審議会児童福祉専門分科会」で意見を聞くことになっています。

最後に、子ども・子育て支援法に基づく運営基準に適合しているかどうかを確認することになりますが、この中で設定する利用定員については、「子ども・子育て会議(確認部会)」でご意見をお聞きすることになっています。これも法定ですので、必須です。

これらの手続きを経て、保育所の運営がスタートする流れになっています。

次に、4ページの「3) 確認の効力」です。

認定こども園、幼稚園、保育所に対する確認の効力は、全国に及ぶことになっています。本市の市民が他市の例えば認定こども園を利用する場合、本市で確認を行う必要はありません。他市のほうで確認することで足りることになっています。

他方、小規模保育事業や家庭的保育事業に対する確認の効力は、市区町村内にのみ及ぶことになっていますので、本市の市民が他市の地域型保育事業を利用する場合には、西宮市のほうで改めて他市の地域型保育事業を確認する行為が必要になります。

中ほどの図をご覧ください。具体的な例を挙げています。

西宮市民の方が里帰り出産のために例えば大阪府内のA市に帰省して、産前産後の間、上のお子さんをA市の中の施設に預ける場合です。

預け先の施設が認定こども園、幼稚園、保育所の場合には、定員に空きがあるなどの諸条件をクリアする必要はありますが、特に確認の必要はありませんので、すぐに入園・入所は可能になります。

ただし、預け先が小規模保育事業、家庭的保育事業などの地域型保育事業であった場合には、定員に空きがあり、諸条件をクリアしたとしても、西宮市がA市の地域型保育事業の施設の確認をしていなければ、入園・入所はできないこととなります。

このように、西宮市民が他市で地域型保育事業を利用する場合には、まずは、A市から「西宮市も確認します」という同意をもらう必要があるほか、その地域型保育事業から申請を受けて西宮市がその施設を確認する必要があります。もちろんこのときにも、利用定員を設定し、あらかじめ子ども・子育て会議の意見を聞く必要があります。

こうした制度上の問題から、国のほうから「可能」との返答を得まして、兵庫県が音頭をとって、兵庫県内の市町間では、双方の地域型保育事業を利用する際には、必要な同意・確認の行為は不要とする旨の協定を結んでいます。このことによって、

西宮市民が兵庫県内の地域型保育事業を利用される場合には、子ども・子育て会議の意見聴取なども不要になります。

しかしながら、協定を結んでいない、兵庫県以外の市区町村の地域型保育事業の施設を西宮市民が利用される場合には、中段の図の流れが必要になります。

次に、5ページをご覧ください。

「4) 利用定員について」ですが、利用定員の基本的な考え方についてご説明します。

1、各施設の事業者は、4つの区分で利用定員を設定します。具体的には、1号認定が1区分、2号認定が1区分、3号認定は0歳と1・2歳の2区分に分けて利用定員を設定することになっています。

2、利用定員は、原則、認可定員を超えない範囲で、利用状況を勘案しながら設定する必要があります。認可定員を超えて利用定員を設定することはできません。

3に例示していますように、実際の利用者人数が恒常的に認可定員を下回る場合、実際の利用者数や今後の見込みなども勘案して利用定員を設定することになります。例えば認可定員100人の施設で、これまでの実績と今後の見込み数を勘案して、利用者数が80人となる場合には、利用定員を80人と設定することになります。

次に、6ページをご覧ください。

4、先ほどとは反対のケースで、実際の利用定員が認可定員を超える場合には、認可定員の範囲内で利用定員を定めることになります。ただし、こうした施設については、①、②にあるとおり、利用定員を適切に見直し、確認の変更を行う必要があります。また、利用実態に応じて認可定員を変更することが必要と明記されています。加えて、これらの見直しが行われず、平成27年4月から起算して連続する2年度間で常に実際の利用者数が利用定員を超えており、かつ各年度の年間平均利用率が120%を超える場合には、施設型給付費(市からの補助金)が減算されるペナルティーが科されることになっています。

下の図で言うと、認可定員100人の施設では、利用定員は100人に設定することになりますが、2年度間平均して120人の受入れを継続している場合には、施設型給付費が3年目から減算されます。これについては、利用定員の人数の決め方によって子供1人当たりの単価が変わりまして、単価が高目になることがありますので、そのあたりの調整のために適正な人数で設定することが国の考え方となっています。

資料の説明は、以上です。

○副部会長 ただいま「確認」の制度の概要について事務局から説明がありました。この点について何かご質問はありませんか。

〔発言者なし〕

○副部会長 引き続き、利用定員の設定について事務局から説明をお願いします。

○事務局 引き続き、8ページをご覧ください。

先ほど私が説明したのは「確認」の仕組みですが、ここからが本部会でご意見をお聞きする内容になります。

8ページには2つの表があります。上の表は、新たに利用定員を設定する施設等

で、新設整備の施設です。下の表は、既に利用定員を定めて運営されている施設ですが、さまざまな理由によって平成28年4月から利用定員を変更する施設です。利用定員の変更の場合には、子ども・子育て支援法であらかじめ子ども・子育て会議の意見を聞かなければならない施設には当たりませんが、あわせて報告します。

まず、上の表から説明します。「1）新たに利用定員を設定する施設等」です。

平成28年4月からは、認定こども園が4園、幼稚園が1園、保育所が2園、小規模保育事業が3園の計10園が新制度の枠組みの中で運営をスタートします。

①～④は、認定こども園です。今回、認定こども園として運営する4園については、すべて既存の民間保育所から幼保連携型認定こども園に移行する施設です。

⑤は、幼稚園です。

私立の「花園幼稚園」は、従来の私学助成を受ける幼稚園から、新制度の枠組により施設型給付費を受ける新制度の幼稚園に移行します。ただ、「花園幼稚園」の認可定員は110人ですが、平成28年5月1日現在の在園児数が9人で、28年度はさらに減少する見込みであることから、施設型給付費の最小単位である15人で利用定員を設定しています。

⑥・⑦は、民間保育所です。

⑥の「ゆりの花保育園」（※平成28年4月18日付けで「安井ゆりの花保育園」に名称変更しております）は、1・2歳児20人の保育所です。

なお、補足ですが、この園は、委員が理事長を務められている社会福祉法人百合の会さんが運営される保育所です。先ほども説明しました事業者を選定・決定する場では、委員から関係者を除く取扱いをしているのですが、確認部会においては、市が確認するにあたってご意見をいただく場ですので、委員にはこのままご出席いただいて差し支えないと判断しています。

⑦の「夙川さくら保育園」は、これまで安井保育園の分園「安井さくら保育園」として運営されていましたが、園舎の建替えを行うとともに、独立した本園に移行しまして、「夙川さくら保育園」と名称も変えて運営される保育所です。

最後に、⑧～⑩は、地域型保育事業の小規模保育事業です。

小規模保育事業は、6人以上19人以下の施設です。右端の備考欄に「A型」と記載していますが、9ページの上の表を見ていただきますと、小規模保育事業についてはA型、B型、C型の3つの類型がありまして、類型によって職員配置基準等が異なります。この3類型の中では、A型が最も子供にとって手厚い基準になっています。今回の3園については、すべてA型で運営されます。

8ページに戻りまして、次に、「2）利用定員を変更(増減)する施設」です。

この表は、1施設2段書きになっていまして、上段が変更前の利用定員、下段が変更後の利用定員です。

⑪の「くるみ幼稚園」は、利用児童数の状況を勘案して、利用定員は80人でしたが、75人に減員されます。

⑫の「名塩保育園」も同様に、利用児童数の状況を勘案して、利用定員を60人から40人に減員されます。

⑬の「なでしこ保育園」は、西宮北口の線路際にあった園舎を瓦木中学校の付近に移転することに伴いまして、認可定員及び利用定員を60人から90人に増員されます。

⑭以降は、小規模保育事業です。

⑭の「アイリスプライベートスクール夙川いぶき保育園」と⑮の「西宮こもれびキンダーガーデン」については、認可定員及び利用定員を現在の15人から最大の19人に増員されます。

⑯の「おおぞら園」と⑰の「おおぞら園 たいよう」は、浜脇幼稚園内にあった2施設を統合することに伴いまして、「おおぞら園 たいよう」を閉園とし、「おおぞら園 そら」を「おおぞら園」に名称変更しまして、認可定員、利用定員を増員するものです。

なお、「おおぞら園」については、備考欄ではC型で、利用定員は15人になっています。9ページの上段の表に記載のとおり、C型の場合は利用定員は10人までなのですが、新制度の経過措置によって、平成31年度までは15人まで設定することが可能となっています。今回、利用定員を15人に増員していますので、平成32年度の段階では、10人に減員するか、A型もしくはB型に移行する必要があります。

以上説明した施設の位置については、9・10ページに位置図を載せています。9ページは北部で、10ページは南部です。

説明は以上です。

○副部長 利用定員の設定について事務局から説明がありましたが、ご質問、ご意見はありませんか。

○委員 報告事項の申込状況と関係するのですが、まず、2,549人の申込者のうち、その中で保育所に入れなかった子供は何人なのか教えていただきたいと思います。

○事務局 現時点では途中経過になりますが、1次・2次申込み分の話させていただきます。

平成28年2月15日に行われた1次・2次申込みの結果発表の時点で希望どおりの保育所に入れなかった方(不承諾児童)が合計で784人となっています。ただ、保育所が決定した方の中には、引越しなどの事情で辞退される方もおられますので、この784人から繰り上げで入られる方がおられたり、結果発表後に希望先の追加・変更をされて、そこで入所が決まる方もおられます。ですから、この784人は、あくまでも途中経過の数字で、どんどん減っていく方向にあります。

ちなみに、その784人の年齢別の内訳は、0歳が86人、1歳が318人、2歳が143人、3歳が171人、4歳が49人、5歳が17人、合計が784人です。

説明は以上です。

○委員 これから幼稚園希望者が減っていくことは8ページの表を見ても分かるのですが、例えば名塩保育園は、場所的に子供が少ない地域なのではないでしょうか。

○事務局 北部地域については、確かに児童数が減少傾向にあることもありますが、特に名塩保育園は、高台というか、奥まったところにあります。実際に60名定員のところに46名しか入所しておられませんし、平成28年4月1日以降も、調整させ

ていただいて40名程度になるともお聞きしています。それもあって、利用定員を変更されるようです。

これについては、西宮市全体の保育の枠を考えますと、減少することはあまり好ましいことではないのですが、地域性も勘案して、こういう形にさせていただいています。

○副部会長 ほかにありませんか。

[発言者なし]

○副部会長 それでは、利用定員については説明のとおりということでしょうか。

[「はい」の声あり]

○副部会長 本日の議事については、これで終わりました。

最後に、事務局から連絡事項をお願いします。

○事務局 確認部会は本日が1回目でしたが、本年度の子ども・子育て会議については、本日が最後となります。

本年度は、8月に第2期の子ども・子育て会議がスタートしまして、委員の皆様全員による全体会議を2回、評価検討WGを2回、確認部会を1回開催いただきました。それぞれの場で委員の皆様には活発にご議論いただきまして、多くのご意見をいただきました。事務局を代表して厚くお礼を申し上げます。ありがとうございます。

この場をおかりして、本日お配りしました平成28年4月1日付けの組織改正・人事異動に関する資料について、簡単に説明します。

まず、組織の新旧対照表をご覧ください。左側が現行組織、右側が新組織です。

子ども・子育て支援新制度施行後1年を迎えまして、組織改正などを行ったものですが、主な変更としましては、「子育て支援部」を新設し、現在、留守家庭児童育成センターや要保護児童対策などを所管している児童・母子支援課を、「育成センター課」と「子供家庭支援課」の2課に編成し直しました。それと、職員は教育委員会との併任となりますが、「放課後施策推進課」を新設しまして、合わせて3課で新設の「子育て支援部」を組織します。

次に、子ども・子育て会議の事務局を担当しています新制度推進部は、「子育て事業部」と統合し、「保育幼稚園事業課」、「保育幼稚園支援課」、「保育入所課」に再編します。一部事務の移管もありますが、名称としては、保育所事業課が「保育幼稚園事業課」に、新制度推進課が「保育幼稚園支援課」に、新制度認定課が「保育入所課」にそれぞれ変わります。

なお、「児童福祉施設整備課」については、「子供支援総括室」に移設します。

また、子ども・子育て会議の事務局については、「子供支援総括室」に課長級の参事を設けて担当することになっていますので、今後ともよろしく願いいたします。

以上、昨年度新設された「こども未来部」を含めて、こども支援局は平成28年度も4部体制となります。

なお、教育委員会の「学校教育部」の組織については、変更はありません。

次に、裏面をご覧ください。

子ども・子育て会議に事務局として出席します職員の人事異動の予定表です。

すべての職員のご紹介は割愛しますが、本日出席の職員を中心に簡単にご紹介します。

部長級については、新設の子育て支援部には、名田が部長として着任します。

私、新制度推進部長の伊藤は、子育て事業部長に転任します。引き続きどうぞよろしく申し上げます。

また、子育て事業部長の藤江は、議会事務局次長に就任します。

学校教育部長の星川は、深津中学校の校長として着任します。

来年度から子ども・子育て会議などの運営を担当します子供支援総括室の参事には、本日は出席していませんが、安福が着任します。

保育所事業課長の廉沢は、市民局の地域活動支援課長に転任します。

その他の職員については、後ほど表をご覧くださいと思います。

また、会議に出席する事務局職員については、会議の都度、事務局の出席者名簿をご提示しますので、その際にご確認いただければと考えています。

簡単に組織改正などを説明しましたが、改めまして、新年度はこのような体制で業務を進めてまいりますので、引き続きどうぞよろしくお願い申し上げます。

私からは、以上です。

○副部長 それでは、今後の日程について事務局から連絡をお願いします。

○事務局 最後に、今後の日程について説明します。

次回の子ども・子育て会議については、5月26日(木)9時半から、場所は市役所の隣にあります市民会館4階の中会議室401号室で予定しています。ご出席をよろしく申し上げます。

事務局からは、以上です。

○副部長 それでは、これで終了したいと思いますですが、改めまして、今回の利用定員の設定については、この確認部会として確認したということによろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○事務局 ありがとうございます。この確認部会でご意見をいただきましたが、これは、本体の子ども・子育て会議でご意見をいただいたことになりますので、よろしく願いいたします。

○副部長 それでは、本日はこれで閉会したいと思います。

どうもありがとうございました。

〔午前10時11分 閉会〕

【委員出席者名簿 6名】

【事務局出席者名簿 9名】

所属団体・役職名等	氏 名	所属・役職	氏 名
西宮市青少年愛護協議会甲東地区青少年愛護協議会 会長代行	石川 徳二	新制度推進部長	伊藤 隆
佛教大学社会福祉学部 教授	奥野 隆一	子育て事業部長	藤江 久志
西宮市私立幼稚園連合会 副理事長	梶井 政裕	新制度推進課長	楠本 博紀
株式会社チャイルドハート 代表取締役社長	木田 聖子	新制度認定課長	玉田 淳
西宮市保育協議会 会長	藤原 和子	参事(保育指導担当)	田中 玲子
公募委員	村山 千春	保育所事業課長	廉沢 裕和
		児童福祉施設整備課長	山本 大介
		【教育委員会】	
		学校教育部長	星川 雅俊
		学校改革課長 併任 新制度推進部参事	杉田 二郎